

CFS の管轄官庁および製品一覧

最終更新日：2020年6月12日

(政府発行2018年5月15日付政令69/2018/ND-CP 附録V)

CFS の管轄官庁および各製品は、下記の通りである。

1. 保健省

- a. 機能的食品、栄養補助食品、サプリメント・フード、食品添加物、飲料、生活用水、ミネラルウォーター、タバコ、化学剤、殺虫剤、家庭用および医療用の殺菌剤
- b. 薬品、化粧品
- c. 医療設備

2. 農業農村開発省

- a. 各種植物、国内で飼育された家畜、農林、水産、鳥類を含む家畜、塩；国内で飼育された動物
- b. 農林水産業に使用される資材、肥料、飼料および飼料を生産するための材料、水産の飼料、その他水産の飼料を補う材料
- c. 農林物・海産物の栽培・収穫・加工・保存・運搬または製塩工程に出来た製品
- d. 農林水産業に使用される化学剤、添加物、水産養殖で使用されるバイオ製品、環境処理・改善用の化学品、植物保護剤、動物保護剤
- e. 水産養殖で使用される専用の器具、設備

3. 交通運輸省

- a. 車両、海上探査・採掘・輸送用機器、運搬・積込用の運送機器（国防及び漁船専用機器を除く）および運搬用技術機器
- b. 交通運輸省管轄の、厳格な労働安全基準が要求される機械設備

4. 建設省

建設材料

5. 商工省

- a. 化学剤、工業用爆薬
- b. 商工省管轄の、厳格な労働安全基準が要求される機械設備
- c. 法令に規定する消費財産業、食品産業およびその他加工品産業製品
- d. 本付録に記載されているその他官庁の管理に属していないその他製品

6. 労働傷病兵社会福祉省

- a. 厳格な労働安全基準が要求される機械、設備および用具、労働安全保護具
- b. 法令に規定する特定の労働安全関連製品

7. 情報通信省

- a. 新聞、刊行物、郵政および配送品
- b. 通信機器
- c. 郵便通信、電子機器および情報技術製品
- d. 無線送信機および受信機

8. 天然資源環境省

- a. 天然資源、鉱物
- b. 地図製作機

9. 教育訓練省

- a. 教科書、テキスト、教材
- b. 教育訓練省管轄の教具および教育訓練玩具

10. 文化・スポーツ・観光省

- a. 文化製品
- b. 身体的トレーニング用品・設備、スポーツ競技設備、およびスポーツ用品

11. ベトナム国家銀行

銀行業務用設備

12. 国防省

軍事技術設備、武器、国防用弾薬、国家機密扱いではない国防物品

13. 公安省

消防設備、技術機器、武器、軍装備品、爆薬、戦闘装備品および国家機密扱いではない人民警察が使用するその他製品

14. 科学技術省

核放射能安全装置、測定機器およびその他製品（前記 1～13 に述べられた製品および国防・安全保障用品、国家機密扱いの製品を除く）